

環境 資源の有効利用

電動生ごみ処理機購入に助成

町では、家庭からの生ごみ減量と資源化を目的に、電動生ごみ処理機購入世帯に助成をしています。

対象者

町内に居住する世帯の世帯主で、町税に未納がないこと。(すでに助成を受けた世帯を除く)

補助金額

処理機購入代金の3分の1(上限2万円)

補助対象機種

生ごみを堆肥化及び減量化さ

町では、廃食用油の回収を行っています。回収日時や場所については、防災無線や広報4月号でご確認ください。無人の回収場所もありますので、ペットボトル等で持参いただき、自身でポリタンクに移し換えをお願いします。回収時に都合がつかない場合は、環境防災課での

せることができる電動式の機種であること。処理方法(バイオ式・乾燥式等)やメーカーの指定はありません。

必要書類

生ごみ処理機の保証書及び領収書の写し

申請方法や不明な点は環境防災課環境班へお問い合わせください。

◆問い合わせ

環境防災課環境班
(84)1216

廃食用油回収にご協力ください

引き取りも行っていますのでご利用ください。回収は食用油のみです。機械油等は回収しませんのでご注意ください。

資源の有効利用のためにご協力をお願いします。

◆問い合わせ

環境防災課環境班
(84)1216

労働条件をめぐるトラブルでお困りの方へ

千葉県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間で解雇、雇い止め、配転、降格などのトラブルが生じたとき、当事者間での自主解決が困難な問題について、個別的労使紛争のあっせんを行っています。

- 労働者、使用者どちらからの申請も受付
- ・公正・中立な立場であつせん
- ・簡単な手続き・費用無料
- ・秘密は厳守されます

○千葉県労働委員会は、労働組合法に基づき、千葉県の機関として設置された三者構成(公益委員、労働者委員、使用者委員)の行政委員会です。労働委員会では、安定した労使関係が築かれるよう、労働組合と使用者間の労働争議の調整も行っています。

◆問い合わせ

千葉県労働委員会事務局
043-231-2131
<http://www.pref.chiba.lg.jp/chirou/index.html>

耐震診断補助について

木造住宅の耐震診断を実施した場合にその一部を補助します。

対象となる木造住宅

- ・町の区域内に存する昭和56年5月31日以前に建築され、若しくは着工された一戸建ての住宅または併用住宅(居室の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のものに限り)であり、かつ、地階を除く階数が2以下であること。
- ・柱、梁その他の主要構造部が木材によって造られていること。
- ・所有者が自己の居住の用に供する建築物であること。

補助対象者

補助金の交付を受けることができる者は、木造耐震診断士が実施する木造住宅の耐震診断を受ける者であつて、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ・町の区域内に木造住宅を所有し、かつ、当該住宅に住所を有していること。
- ・町税に未納がないこと。

補助金の額

補助金の額は、耐震診断に要する費用の2分の1の額に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる)とする。ただし、4万円を限度とする。

◆申込・問い合わせ

都市建設課管理計画班
(84)1217

